

賞 与 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、株式会社トライアングル・ジャパン「派遣社員就業規則第13条」「無期雇用派遣社員就業規則第30条」に基づき、派遣社員の賞与について定めたものである。

(賞与の支給)

第2条 原則として年2回賞与を支給する。

(支給対象者)

第3条 計算対象期間ならびに支給日に在籍している者とする。

(支給時期)

第4条 支給時期は原則として以下のとおりとする。ただし、支給日が銀行その他の金融機関の休日に当たるときは、その前日に振り込むものとする。

夏季賞与 毎年7月15日

冬季賞与 毎年12月15日

2 計算対象時期に在籍していたが、支給日に在籍しているか確認出来ず賞与作成に間に合わなかった対象者は、以下の時期に支給する。

夏季賞与 毎年8月15日

冬季賞与 毎年1月15日

(計算対象期間)

第5条 賞与を計算するにあたり、計算対象期間は以下のとおりとする。

夏季賞与 前年12月1日より5月31日までの半期

冬季賞与 6月1日より11月30日までの半期

(賞与額)

第6条 計算対象期間の総労働時間に30円を乗じた額とする。

附 則

1. 本規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. 本規程は、令和2年8月7日から改定施行する。